

各支給認定保護者の皆様

東小針認定こども園

令和5年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和5年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第1項(第 50 条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和5年度の実績を御報告するものです。
(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

東小針認定こども園 設置者様

新潟市役所幼保運営課

令和5年度の公定価格の額について

貴施設(事業)における令和5年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

■教育標準時間認定児童(1号認定児童)

単位:円

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	207,950	207,950	190,260
5月	207,950	207,950	190,260
6月	207,950	207,950	190,260
7月	207,950	207,950	190,260
8月	207,950	207,950	190,260
9月	207,950	207,950	190,260
10月	208,850	208,850	191,160
11月	208,850	208,850	191,160
12月	208,850	208,850	191,160
1月	208,850	208,850	191,160
2月	208,850	208,850	191,160
3月	217,510	217,510	199,820

■保育認定児童(2号3号認定児童)

単位:円

	0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	204,030	199,980	118,260	114,210	70,160	66,110	53,080	49,030
5月	204,030	199,980	118,260	114,210	70,160	66,110	53,080	49,030
6月	204,030	199,980	118,260	114,210	70,160	66,110	53,080	49,030
7月	204,030	199,980	118,260	114,210	70,160	66,110	53,080	49,030
8月	204,080	200,030	118,310	114,260	70,210	66,160	53,130	49,080
9月	204,080	200,030	118,310	114,260	70,210	66,160	53,130	49,080
10月	204,210	200,160	118,440	114,390	70,340	66,290	53,260	49,210
11月	204,180	200,130	118,410	114,360	70,310	66,260	53,230	49,180
12月	204,180	200,130	118,410	114,360	70,310	66,260	53,230	49,180
1月	204,230	200,180	118,460	114,410	70,360	66,310	53,280	49,230
2月	204,230	200,180	118,460	114,410	70,360	66,310	53,280	49,230
3月	217,190	213,140	131,420	127,370	83,320	79,270	66,240	62,190

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍回数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。

(注)副食費徴収免除対象者については、1号認定児童は別途235×実施日数(20を超える場合には20)、2号認定児童は別途4,700を追加。